九州保健福祉大学同窓会会則

|  |  |
| --- | --- |
| 令和3年１１月7日　改訂 | 平成２４年１１月３日　改訂 |
| **第１章　　総　　則**  第１条　本会は、九州保健福祉大学同窓会と称する。  第２条　本会は、会員相互の親睦を図り、母校の隆盛に寄与することを目的とする。  第３条　本会の本部は、九州保健福祉大学内に置く。  **第２章　　会　　員**  第４条　本会は次の会員をもって組織する。   1. 正会員　九州保健福祉大学の学部卒業生   （通信教育学部を含む)および九州保健福祉大学に在籍したものであって、理事会が承認した者  　（２）準会員　九州保健福祉大学の在学生  　（３）特別会員　九州保健福祉大学の現旧教職員  **第３章　　事　　業**  第５条　本会はその目的遂行のために次の事業を  行う。  （１）九州保健福祉大学同窓会会報および同窓生名簿の発行  （２）その他第２条の目的遂行のために理事会が必要と認めた事業  （３）その他理事会が認めた事業  **第４章　　役　　員**  　第６条　本会は次の役員を置き、その任務は次のと  おりとする。  　（１）会　長　　（会務の総理）  　（２）副会長　　（会長の補佐）  　（３）理　事　　（総会及び理事会の記録その他庶務事務、広報活動）  　（４）会　計　　（会計事務）  　（５）監　査　　（会計の監査）    第７条　役員の選出は、次の方法による。  　（１）会長および副会長は、総会において正会員中より選任する。  　（２）理事、会計および監査は、正会員中より理事会において選任する。   1. 役員の任期は、２ヶ年とする。但し、再任を妨げない。   役員に欠員が生じた場合には、役員の推挙によって正会員中より補充し、任期は前任者の残任期間とする。   1. 本会は名誉会長、名誉顧問、および顧問を置き、名誉会長は理事長、名誉顧問は学長とし、顧問は理事会において委嘱する。   **第５章　　会　　議**  　第１０条　会議は、定期総会、臨時総会、理事会と  する。  　第１１条　定期総会は、毎年１回、学園祭期間中に  開催する。  　第１２条　臨時総会は、理事会が認めたときに開催  する。  　第１３条　総会の通知は、その都度会員へ通知す  る。  　第１４条　理事会は、会長、副会長、会計および理  事をもって構成する。  　（１）理事会は、会長が認めたときに招集する。  　 （２）理事会は、過半数の出席がなければならない。  （３）理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。    第１５条　定期総会には、次の事項を付議する。  　（１）予算および決算に関する事項  　（２）事業報告  　（３）会則改正に関する事項  　（４）役員の承認  　（５）その他  　第１６条　総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決する。  　第１７条　会議において会長が必要と認めたとき、準会員の代表者（若干名）を招集　　することができる。  **第６章　　会　　計**  　第１８条　本会の会計は、会費および寄付金、その他をもって経理する。  　第１９条　正会員及び準会員の会費は、  １５，０００円（別途手数料）をもって終身会費とする。   1. 終身会費の納入は、入学時に終身会費の全   額を納めるものとする。   1. 準会員が在学中、やむを得ざる事由にて本   学に在籍が困難となった場合は、申請手続きを行ったものについて、既納の終身会費の全額を返還するものとし、その事由については本学学則に沿うものとする。   1. ただし返金にかかる手数料は、返金する会   費より差し引くものとする。  　第２０条　本会の会計年度は、毎年１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わる。  **第７章　　支　　部**  第２１条　本会の目的のために、当該地域会員の要請に応じて支部を設置できる。支部を設置しようとするときは、予め理事会の承認を受けねばならない。  第２２条　支部は各都道府県単位に設立することができる。  第２３条　支部の承認を受けるためには、文書による届け出と発起人１０名の署名を本会に提出しなければならない。  第２４条　支部に支部長を1名置き、必要のある時はその他の役員を置くことができる。  第２５条　支部長は支部会員の意思を同窓会活動に反映させるため、同窓会総会に出席して意見を述べる。また、必要のある時は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし表決には参加できない。  第２６条　支部の規則は、その支部に於いてこれを定める。但し本会会則に違反する規定を設けることはできない。  第２７条　支部会員名簿には、会員の氏名、住所、職業、電話番号およびその卒業又は入会年度を記載せねばならない。  第２８条　支部長は本会の方針に協力し、支部会員の親睦と相互扶助を図り、その活動状況を本会に報告する。  第２９条　支部は、次の事項の生じたときは、直ちに本会に報告せねばならない。  　（１）支部役員に異動のあったとき  　（２）支部規則を改正したとき  第３０条　支部の運営及び会計は、支部の状況に応じて最適と思われる方法で行う。  第３１条　本会は、支部活動を円滑に行うために、各支部に対して助成金を毎年度初めに支出する。助成金額については別に定める。  第３２条　支部を解散しようとするときは、理由を具し1ヶ月前に本会に申出ねばならない。  **第8章　　事　務　局**  第３３条　本会の会務執行のため理事会のもとに事務局を設け、事務員を置くことができる。  　（１）会務執行のため別に旅費規程を定める。  　　付　則  　この会則は、平成１５年４月１日から施行する。  　この会則は、平成１９年１１月３日から改正施行す  る。  　この会則は、平成２４年１１月7日から改正施行す  る。  　この会則は、令和３年１１月7日から改正施行す  る。 | **第１章　　総　　則**  第１条　本会は、九州保健福祉大学同窓会と称する。  第２条　本会は、会員相互の親睦を図り、母校の隆盛に寄与することを目的とする。  第３条　本会の本部は、九州保健福祉大学内に置く。  **第２章　　会　　員**  第４条　本会は次の会員をもって組織する。   1. 正会員　九州保健福祉大学の学部卒業生   （通信教育学部を含む)および九州保健福祉大学に在籍したものであって、理事会が承認した者  　（２）準会員　九州保健福祉大学の在学生  　（３）特別会員　九州保健福祉大学の現旧教職員  **第３章　　事　　業**  第５条　本会はその目的遂行のために次の事業を  行う。  （１）九州保健福祉大学同窓会会報および同窓生名簿の発行  （２）その他第２条の目的遂行のために理事会が必要と認めた事業  （３）その他理事会が認めた事業  **第４章　　役　　員**  　第６条　本会は次の役員を置き、その任務は次のと  おりとする。  　（１）会　長　　（会務の総理）  　（２）副会長　　（会長の補佐）  　（３）庶　務　　（総会及び理事会の記録その他庶務事務）  　（４）会　計　　（会計事務）  　（５）監　査　　（会計の監査）  　（６）広　報　　（広報活動）  第７条　役員の選出は、次の方法による。  　（１）会長および副会長は、総会において正会員中より選任する。  　（２）庶務、会計および監査は、正会員中より理事会において選任する。   1. 役員の任期は、２ヶ年とする。但し、再任を妨げない。   役員に欠員が生じた場合には、役員の推挙によって正会員中より補充し、任期は前任者の残任期間とする。   1. 本会は名誉会長、名誉顧問、および顧問を置き、名誉会長は総長、名誉顧問は学長とし、顧問は理事会において委嘱する。   **第５章　　会　　議**  　第１０条　会議は、定期総会、臨時総会、理事会と  する。  　第１１条　定期総会は、毎年１回、学園祭期間中に  開催する。  　第１２条　臨時総会は、理事会が認めたときに開催  する。  　第１３条　総会の通知は、その都度会員へ通知す  る。  　第１４条　理事会は、会長、副会長、庶務、会計お  よび広報をもって構成する。  　（1）理事会は、会長が認めたときに招集し、副会長が議長となる。  　（2）理事会は、過半数の出席がなければならない。（3）理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。  　第１５条　定期総会には、次の事項を付議する。  　（１）予算および決算に関する事項  　（２）事業報告  　（３）会則改正に関する事項  　（４）役員の承認  　（５）その他  　第１６条　総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決する。  　第１７条　会議において会長が必要と認めたとき、準会員の代表者（若干名）を招集　　することができる。  **第６章　　会　　計**  　第１８条　本会の会計は、会費および寄付金、その他をもって経理する。  　第１９条　正会員及び準会員の会費は、  １５，０００円をもって終身会費とする。   1. 終身会費の納入は、入学時に終身会費の全   額を納めるものとする。  ( 2 ) 準会員が在学中、やむを得ざる事由にて本  学に在籍が困難となった場合は、申請手続きを行ったものについて、既納の終身会費の全額を返還するものとし、その事由については本学学則に沿うものとする。  第２０条　本会の会計年度は、毎年１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わる。  **第７章　　支　　部**  第２１条　本会の目的のために、当該地域会員の要請に応じて支部を設置できる。支部を設置しようとするときは、予め理事会の承認を受けねばならない。  第２２条　支部は各都道府県単位に設立することができる。  第２３条　支部の承認を受けるためには、文書による届け出と発起人１０名の署名を本会に提出しなければならない。  第２４条　支部に支部長を1名置き、必要のある時はその他の役員を置くことができる。  第２５条　支部長は支部会員の意思を同窓会活動に反映させるため、同窓会総会に出席して意見を述べる。また、必要のある時は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし表決には参加できない。  第２６条　支部の規則は、その支部に於いてこれを定める。但し本会会則に違反する規定を設けることはできない。  第２７条　支部会員名簿には、会員の氏名、住所、職業、電話番号およびその卒業又は入会年度を記載せねばならない。  第２８条　支部長は本会の方針に協力し、支部会員の親睦と相互扶助を図り、その活動状況を本会に報告する。  第２９条　支部は、次の事項の生じたときは、直ちに本会に報告せねばならない。  　（１）支部役員に異動のあったとき  　（２）支部規則を改正したとき  第３０条　支部の運営及び会計は、支部の状況に応じて最適と思われる方法で行う。  第３１条　本会は、支部活動を円滑に行うために、各支部に対して助成金を毎年度初めに支出する。助成金額については別に定める。  第３２条　支部を解散しようとするときは、理由を具し1ヶ月前に本会に申出ねばならない。    　付　則  　この会則は、平成１５年４月１日から施行する。  　この会則は、平成１９年１１月３日から改正施行す  る。  　この会則は、平成２４年１１月３日から改正施行す  る。 |